

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 財産関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43853">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43853</a>

大正九年  
沖繩銀行  
株權林原  
試堀叔角系



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS  
Office of the Miyako Team  
APO 719

21 May 1952

SUBJECT: Okinawa Sugar Company Property Release

TO : Mr Kibun YOGI

1. As directed by USCAR it is hereby announced that all Okinawa Sugar Company property, with exceptions listed below, is released from the custody of the Ryukyu Property Custodian as of 5 May 1952.

EXCEPTIONS:

- a. Immediate confines and installations of Miyako Ice Plant; 200 tsubo more or less.
- b. Site of Water Point of new Hirara City Water System.
- c. Confines and installations of the main Okinawa Sugar Company plant (Miyako).
- d. Any properties now or previously under the jurisdiction of the MGG Farm.
- e. Any movable property, scrap or machines of the Company.
- f. Buildings of the Okinawa Sugar Company.

2. It is anticipated that there will be additional clarification reference the above-named exceptions in the near future. No action will be taken reference the excepted property other than as detailed below.

- a. You are authorized to make up signs, using the name of MCAT, to properly "post" and safeguard the property at the Miyako main plant. These signs will be subject to the final approval of MCAT prior to installation.
- b. You are authorized and urged to continue your present twenty-four hour guard at the main plant. Unfortunately RPC has no funds to pay for this guard, other than to suggest that conceivably the Okinawa Sugar Company reimburse you at a later date. However, this would be strictly up to the Sugar Company.
- c. Make plans reference excepted property which may be released in the future.

AICA-M (21 May 52)  
Subj: Oki Sugar Co Property Release

3. You are requested to take action on your intended trip to Okinawa to secure evidence that the Okinawa Sugar Company, as reorganized recently, is recognized as the owner of the properties of the Okinawa Sugar Company in existence in 1945.

4. You are further requested to get recognition in writing from the responsible officials of the reorganized Okinawa Sugar Company to the effect that you are the recognized local representative.

5. You are requested to have due regard for private houses, built previous to 1945 or otherwise, which may be located on Okinawa Sugar Company property.

6. You are requested to consider the economic condition of tenants and further the broad benefit to the Miyako economy in the use of released lands.

7. It is to be distinctly understood that this letter simply constitutes a release from the custody of the Ryukyuan Property Custodian. At this time no person or company is recognized as the owner of the property released (exceptions listed) other than the Okinawa Sugar Company. If you can satisfy the requirements detailed in paragraphs 3 and 4 above, or if MCAT gets independent verification of these items from USCAR meanwhile, in all likelihood the property detailed herein (with exceptions listed) can be dealt with as any other private property.

THOMAS H ALLEN  
Colonel Armor  
Chief

cc: Mr Takeno  
Main Office, Oki Sugar Co  
4-Han, Daido-ku, Nawashi-son, Okinawa

Mr Watanabe  
No. 723, 7th Floor, Kogyo Bldg No. 118 Marunouchi  
Chiyoda-ky, Tokyo, Japan.

MGG  
Hirara City (thru MGG)  
Shimoji-Cho "  
Ueno-son "  
Gusukube-Cho "  
Irabu-son "  
Tarama-son "

供覧

アジヤ局長

第一課長

第五課長

主席事務官

沖繩班長

アジヤ局 1952. 6. 13 第一課

南西諸島に於ける鉱業権の申請に関する件

米軍の南西諸島占領前に同諸島に於ける鉱業権と所

有しては、一九五二年十一月二十六日付琉球列島米

国民政府布令第五五号「琉球列島に於ける採掘権及び

試掘権(別添参照)により、<sup>権利</sup>採掘権者が在日琉球貿易事

務所(東京都千代田区丸の内二丁目六番)至由琉球

列島米国民政府商工部に申請すべし、<sup>権利</sup>旧所有者又はその

外務省

権利承継人

(試掘権管理官の認可を得て承継)

財産権者に送還すべし、<sup>権利</sup>同付の理由(別添)を認めら

れらるべきこととす。申請の期限は、本年三月三十一日とす。その

諸種の事情で本年六月末日迄延期すべし。

別添「北大東島に於ける鉱業権解除申請書」は、日糖興

業株式会社(現在の大日本製糖株式会社)が北大東島に於て

所有しては、<sup>(米側の管理)</sup>採掘権の解除を申請すべし。

申請書は、<sup>権利</sup>本課に提出せしむべきものである。

外務省

27. 6. 12

社長未使裁

北大東島に於ける鉱業権解除申請書



昭和二十七年六月 日

東京都千代田区神田富山町二番地

日糖興業株式会社

取締役社長 藤山愛一郎

琉球列島米国民政府 御中

戦前弊社が日本政府から与へられ終戦時迄之を保有して居た琉球群島北大東島地内に所在する左記鉱業権を解除せられ度く申請します

記

種類	許可年月日	登録番号	面積
採掘権	昭和十二年一月四日	福鉱一二年才一〇号	四五六五七六坪
試掘権	昭和十五年一月五日	福鉱一五年才三九一二号	九八四六七八坪
"	昭和十五年一月二日	福鉱一五年才三九一二号	八九七〇六〇坪
"	昭和十五年一月四日	福鉱一五年才三九一三号	八九九九三〇坪
合計	四件		三、二三八、二四四坪

北大東島は大正六年十一月国有林野不用存置払下規定により土地並に地上物全部を東洋製糖株式会社が払下られて以来同社の所有に属しました。昭和二年十二月当社（当時は大日本製糖株式会社と藤山が同社を合併するにより当社の所有経営する処となりました。爾来黒糖製造、燐礦石採掘、搬出の為の土地改良、工場其の他附属設備の充実、技術の指導、医療、教育を始め各種福利厚生施設の撤

底的改善を行なつた結果、砂糖業、燐礦業共に成果は著るしく向上するに至りました。

然るに今次戦争の苛烈化に伴ひ内地との連絡完全に遮断され加ふるに砲撃による被害もあつて昭和二十年三月十五日遂に事業一時閉鎖を余儀なくせられ同年八月終戦を迎へました。

終戦後の当社は昭和二十年大蔵省令才八八号により事業活動を著るしく制約せられ、次いで昭和二十四年八月一日附政令才二九一号「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」に基く整理計画書の認可により内地財産を現物出資する方法により、新会社「大日本製糖株式会社」を設立しました。

尙在外財産が残つて居る為当社は前記政令により在外会社に指定せられ爾来当社自体の事業活動は休止の状態にあります。

今回米国民政府令才五十五号の発令により琉球地域にある、日本商社の鉱業権解除の御取計ひが為される由でありますので当社は過去に於て立派に前記燐礦業を經營した經驗を生かし、別紙事業計画に基き、北大東島燐礦採掘事業を再開し、日本並に琉球経済に多少なりとも寄与致し度いと存じます。

何卒右鉱業権を解除し燐礦事業再開に付御許可賜ります様御願ひ申上ます。

添 附 書 類

- 一 福岡通産局の鉱業権確認証 一 枚
- 二 作業計画書及び設備関係説明書 一 部
- 三 鉱 区 配 置 図 一 枚
- 四 鉱 区 図 四 枚
- 五 北大東島燐礦事業経営委託契約書 一 枚
- 六 日糖興業株式会社並に大日本製糖株式会社(新)の沿革 一 部
- 七 日糖興業株式会社概要書 一 部

- 八日糖興業株式会社の在外会社証明書 一 枚
- 九大日本製糖株式会社概要書 一 部
- 十大日本製糖株式会社の登記抄本 一 部
- 十三陳述書 一 枚

右申請書並に添附書類の内容は眞実であることを誓約します。

申請者 日糖興業株式会社  
取締役社長 藤山愛一郎

福岡通産局の録業権  
確認証



作業計画書及び設備関係説明書

当社は在外会社の指定を受け現在事業活動は休止の状態にあるので左記事業計画は当社が内地財産を現物出資して設立し、当社の人材と経験とを承継して居る新会社「大日本製糖株式会社」に経営を委託する方法による。

昨年米琉球民政府の御好意により、南北大東島に調査団を派遣致したる際にも大日本製糖株式会社に委嘱し、調査を実施したる次第であつて左記事業計画書も右調査団の報告書を基礎にせるものである。

記

一 終戦後に於ける鉱山の状況

終戦直後は日本軍の引揚で混雑し、鉱山は放任の状態であつたが一九四六年になつてマ司令部よりの命により海岸の貯鉱場に入つて居た、約一万三千屯の鉱石を船積み輸送した。同年六月になつて米軍の接收となり、ブルトリーザ等近代的可搬式機械を揚陸して

作業を開始したが、主に在来からあつた採鉱現場の貯鉱を運搬したに過ぎない。それは本島の鉱床の形状がアメリカ式最新機械に不適當なものであつた為、風ふ様に作業が出来なかつた模様である。

戦後の鉱石産出量を挙げれば

一九四六年（昭和二十一年）	一九七五二噸
一九四七年（昭和二十二年）	九四五〇〃
一九四八年（昭和二十三年）	二九四〇六〃
一九四九年（昭和二十四年）	一〇九〇〇〃

計

六九五〇八〃

此の間本島を担当したサンチエス技師は本格的な発展を祈念して採鉱場より海岸までの汽車運搬等諸種の施設改良を計画し実行に移しつつあつたが、一方アメリカ式粗放的な採掘方法であつた為採出鉱石は極めて低位品のものであり、その為販路に苦しむ状

一 前年度に一九五〇年九月鉱山作業の中止となつたものと言はれ現在  
 在は休山状態となつて居る。  
 二 当社経営時代の採掘並に搬出実績

(1) 採掘実績

年度別	白炭	三号炭	四号炭	五号炭	下炭	アクリル炭	合計
一九五七	二七四六	三三三七	二四〇七	七〇八	〇	七五九	四二、五九七
一九五八	五〇九八	五二七四	三三二六	七五三九	〇	二一七三	五〇、三九九
一九五九	八九八	八六六	三九二六	三〇六七	二一四五	一七六五	五、九〇九
一九六〇	一〇〇九	二一六一	三六九三	三三五〇	四二七二	五七四七	一四、四六一
一九六一	五六〇	八三三五	三〇〇七	九三七	六〇八一	二〇三六	四、三三〇
一九六二	〇	三三三八	三〇〇七	三〇四七	四〇三六	〇	七、八八一
一九六三	〇	〇	三六一七	三五六四	〇	五八八	七、〇三三
一九六四	〇	〇	四二八八	二七二九	〇	〇	五、〇一七
一九六五	〇	〇	〇	〇	六五五	〇	〇
一九六六	〇	〇	三三九九	八、四九一	六五五	二、〇三七	三、八八八
合計	八五二一	三、五三六	三、五九九	八、四九一	六五五	二、〇三七	三、八八八

(2) 搬出実績

年度別	白炭	三号炭	四号炭	五号炭	下炭	アクリル炭	合計
一九三八	五五五九	五三三〇	一四〇六二	三、八一九	〇	一三三七	二八、〇三七
一九三九	四〇六	五、一五九	三、五〇六	〇	〇	三、一一一	三、五二八
一九四〇	七九九	二、二六九	三、一一八	二、六三五	一、三三七	五、三六八	三、三三六
一九四一	〇	一、四九七	三、八七三	七九三四	二、六六〇	〇	四、九六三
一九四二	〇	三、五三一	五、三八三	一、四五五	〇	一、五〇	七、〇八四
一九四三	〇	五〇〇	三、四三〇	三、四三三	〇	三、〇〇〇	五、一五〇
一九四四	〇	〇	四、七三二	一、六一五	〇	一、六五〇	四、五三一
一九四五	〇	〇	一、三三〇	〇	〇	六七〇	一、八〇〇
合計	四、七六四	三、二九六	一、四七一	九、三〇九	三、七九七	一、五三六	三、六〇三

### 採鉱計画

#### (1) 確定鉱量

約二七四〇〇〇噸（平均品位燐酸分約二〇%）

右から推定せられる採掘可能鉱量は、露天掘で手堀である為九五多と見て左の通りとなる。

採掘可能鉱量 約二六〇、〇〇〇噸

(4) 島内勞働力供給可能量は通常三〇名内外と推定せられる。

右の二条件から考察すると年産三万噸計画が最も適當であると思はれるが、實際に礦石が採掘されるのは初年度事業着手後九ヶ月目からであつてそれから才二年度六月に至る間は毎月一、二五〇噸（年産一五〇〇〇噸）を採掘する。

その間に逐次施設を整備して、二年七ヶ月目以後目標の毎月三五〇〇噸（年産三〇、〇〇〇噸）産出の起業を完成する予定である。先づ採掘計画の概略を述べ、次いで年次別に起業費、經常費、原

価計算並に収支計算に觸れるものとする。

#### A、概要

##### (1) 採 鉱

採鉱方法は階段式露天掘で、作業は手堀によつて行ひ、使用器具は鑿鑽、ジョレン、バイスケを用ひる。

採掘礦石は半履鉱車に入れ捲揚機により捲揚げ、乾燥場に積みする。採掘切羽は通常三ヶ所とし、各切羽に二〇馬力捲揚機一台をすえ、一切羽月産千噸産出を目標とする。

##### (2) 乾 燥

乾燥は全部天日乾燥による。

##### (3) 運 搬

乾燥場にて半履鉱車に積み込み、海岸貯鉱場迄ガソリン機関車で運搬する。

##### (4) 工 作

電氣はディーゼル発電機で発電し、採鉱場の捲揚機、製氷機及修理工場の動力と島内点灯に使用する。修理工場には旋盤と鍛冶場を置き簡單なもの、製作や修理をする。海岸の捲揚機は直立ボイラー二台で運搬する。又運搬所て南島と無線通信をする。

(5) 運輸

鉱石輸送の船舶が来島したときは他の作業場からの応援と、漁師、農夫の応援を受けて荷役作業をする。鉱石は貯鉱場の漏斗から鉱車に積込まれ、手押で棧橋まで運ばれ、棧橋の先端にある象の鼻状の鉄製円筒連結漏斗に落ちる。棧橋から船舶までは舳で運搬する。舳は麻袋を針金で形取つた大型モッコを広げ、象鼻の先端から鉱石を受け、二艘の鉱石を積み、櫓を漕いで船舶の側まで来る。すると船舶はウインチでモッコごと鉱石を釣り上げて船倉にあける。

(6) 所要人員

所長以下総員 二〇三人

右の外に船積の折に毎月五一二工の臨時夫が必要である。

B、起業費の年次計画

費 目	初年度	二年度	三年度	計
一、港湾荷役施設費 (棧橋、荷役舳、浮置場、舳揚場、海岸ウインチ、ワイヤロープ、麻袋等)	七九〇一、〇〇〦	なし	一、四二四、〇〇〦 (生産量を倍加する為荷役舳、舳置場、ウインチ麻袋等を増強する)	九、三二五、〇〇〦
二、貯鉱場施設費 (貯鉱場屋根、壁、板、コンクリート等修繕費並に貯鉱場下部漏斗口)	四、五八三、〇〇〦	なし	三、三七三、〇〇〦 (上記施設を全般的に増強する)	六、九五六、〇〇〦

三、鉱石運搬施設費 (鉱車、ターレー、プル、チンク、軌条及附属品ガリ、汽動車推進機)	七六四五〇〇〇	なし	二四五〇〇〇〇 (鉱車、ターレー、プル、軌条、推進機等を増強)	一〇〇九五〇〇〇
四、事務所修理費 (屋根、窓其他)	三、六三〇、〇〇〇	なし	なし	三、六三〇、〇〇〇
五、住宅費 (在来社宅修理、鉱夫會宿所等)	六一二〇、〇〇〇	三〇、六一〇、〇〇〇 (在来社宅修理、鉱夫住宅、職員住宅等建設)	なし	五七三〇、〇〇〇
六、その他の費用 (発電、電話、製水機、ボイラー貯水タンク、共同浴場、厚生施設等)	一、四七〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	四、五五〇、〇〇〇	四、一三三、〇〇〇

七、事業運搬資金 (事業用品 三ヶ月分)	一、九三五〇〇〇	なし	一、九三五〇〇〇	三、八七〇、〇〇〇
合計	三、二七三、〇〇〇	三、三八一〇、〇〇〇	八、六三六、〇〇〇	七、五七一、九〇〇

①、經常費(月間)の年次計画

經常費は起業設備の完成度合によつて変化する。

(イ) 初年度一月日より八ヶ月目迄

当期間は事業開始の準備期間であつて、鉱石の産出はない。従つて經常費として計上されるものは左記の通りである。

人件費 二一七、六〇〇円 所長以下十四人分  
 材料費 二〇〇、〇〇〇〃  
 諸雑費 八〇、〇〇〇〃 旅費五万円を見込む  
 計 三一七、六〇〇〃

(2) 九ヶ月目より才三年度六ヶ月目迄  
 満期間の採掘量は月産一、二五〇噸である。

費目	人件費	材料費	その他	計
採鉱費	三六九、六〇〇	六一、一〇〇		四三〇、七〇〇
乾燥費	一八四、八〇〇	三〇、六四〇		二一五、四四〇
運搬費	一四三、八〇〇	七三、五五〇		二一七、三五〇
工作費	一〇九、二〇〇	三〇、四四〇		三三九、六〇〇
運輸費	一五、二〇〇	一五〇、〇〇〇		一六五、二〇〇
事務費	三九、二〇〇	一三〇、〇〇〇	三九、七五〇	四一、二〇〇
諸雑費				三九、七五〇
合計	一、三四八、八〇〇	六三九、六九〇	二九七、五〇〇	三、一八五、九九〇

(3) 才三年度七ヶ月目以降  
 毎月一、五〇〇噸を採掘する

費目	人件費	材料費	その他	計
採鉱費	七〇五、六〇〇	一一三、二〇〇		八二七、八〇〇
乾燥費	三〇三、四〇〇	六一、二八〇		三六四、六八〇
運搬費	一八四、八〇〇	一四七、一〇〇		三三一九〇
工作費	一五九、六〇〇	二〇八、八〇〇		三六八、四〇〇
運輸費	二三五、三〇〇	二六九、九〇〇		五〇五、二〇〇
事務費	三九八、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	四三五、〇〇〇	四九八、〇〇〇
諸雑費				四三五、〇〇〇
合計	一、九八五、六〇〇	九六九、二八〇	四二五、〇〇〇	三、三七九、八八〇

(4) 鉱石一噸当り原価

年次	鉱石輸送量	経費	運賃	償却金	金利	鉱区税	合計
初年度	五〇〇〇	二、二五八	三、一六〇	一	六四六	三三・五	五〇八六・五
二	一五〇〇	一、七四八	〃	一	四五四	〃	四三八四・五
三	二、三〇〇	一、四八五	〃	一	三四一	〃	四〇〇八・五
四	三、〇〇〇	一、三五三	〃	三三三	三三九	〃	四〇九五・五
五	〃	〃	〃	〃	二〇六	〃	四〇六三・五
六	〃	〃	〃	〃	一七三	〃	四〇二九・五
七	〃	〃	〃	〃	一三九	〃	三九九五・五
八	〃	〃	〃	〃	一〇六	〃	三九六三・五
九	〃	〃	〃	〃	七三	〃	三九三九・五
十	〃	〃	〃	〃	三九	〃	三八九五・五
十一	七、五〇〇	〃	〃	〃	六	〃	三八六二・五

備考

償却は起業設備の完成した翌年（才四年度）から行ふものとした

D、収支計画

此の収支計算は左記を条件とする

(1) 販売価格は随当り山元渡価格三、二五〇円C・I・F。

JAPAN 四、五〇〇円に売れるものとす

(2) 所要資金は約七千七百万円は全額借入金を以て賄ひ才三年度  
 五百万円、才四年度以降毎年一千万円、最終年度に残額を返  
 済する。

(3) 借入金の金利は年一割とする。

(4) 販売価格、労務費、経費、金利等の諸費用の単価は事業着手  
 後最終年度迄変らざること。

(5) 税金関係は鉱区税の外は見込んで居ない。  
 それで約一億二千万円の純益となる。

	初年度	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	合計
鉍石搬出量	電 5000	電 15000	電 22500	電 30000	電 30000	電 30000	電 30000	電 30000	電 30000	電 30000	電 7500	電 260000
1. 前年度繰越借入金	0	35,197,200	68,007,200	71,643,200	61,643,000	51,643,000	41,643,000	31,643,000	21,643,000	11,643,000	1,643,000	—
2. 起業費	32,273,000	32,810,000	8,636,000	0	0	0	0	0	0	0	0	7,371,9000
3. 計(1+2)	32,273,000	68,007,200	76,643,200	71,643,200	61,643,000	51,643,000	41,643,000	31,643,000	21,643,000	11,643,000	1,643,000	—
4. 売上収入	22,500,000	67,500,000	101,250,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000	32,750,000	1,170,000,000
5. 経費	☆1,128,440	◎26,231,880	△33,395,220	※40,558,560	40,558,560	40,558,560	40,558,560	40,558,560	40,558,560	40,558,560	10,139,640	364,961,060
6. 運賃	1,080,000	3,240,000	4,860,000	6,480,000	6,480,000	6,480,000	6,480,000	6,480,000	6,480,000	6,480,000	16,200,000	561,600,000
7. 鉍区税	11,250	337,500	506,250	675,000	675,000	675,000	675,000	675,000	675,000	675,000	1,687,500	585,000
8. 金利	32,273,000	68,007,200	76,643,200	71,643,200	61,643,000	51,643,000	41,643,000	31,643,000	21,643,000	11,643,000	41,100	468,835,60
9. 計(5+6+7+8)	25,424,200	65,770,100	90,165,790	112,197,880	112,197,860	111,197,860	110,197,860	109,197,860	108,197,860	107,197,860	26,549,490	972,294,620
10. 差引(4-9)	-2,924,200	1,729,900	11,084,210	22,802,120	22,802,140	23,802,140	24,802,140	25,802,140	26,802,140	27,802,140	7,200,510	1,907,053,80
11. 借入金返済	0	0	5,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	1,643,000	76,643,000
12. 次年度繰越借入金 (3-11)	35,197,200	68,007,200	71,643,200	61,643,000	51,643,000	41,643,000	31,643,000	21,643,000	11,643,000	1,643,000	0	—
												差引純益金 1,140,623,80

(備考)

1. 経費の算式

$$\left\{ \begin{array}{l} \star (317600 \text{円} \times 8 \text{ヶ月}) + (2185990 \text{円} \times 4 \text{ヶ月}) - 1,128,440 \text{円} \\ \circ 2185990 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} - 26,231,880 \text{円} \\ \triangle (2185990 \text{円} \times 6 \text{ヶ月}) + (3372880 \text{円} \times 6 \text{ヶ月}) - 33,395,220 \text{円} \\ \ast 3372880 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} - 40,558,560 \text{円} \end{array} \right.$$

2. 差引純益金には<sup>年</sup>次昇給額、退職手当金、法人税の如きものを含まず。



此の書類の内容は真実であることを誓約します

昭和二十七年六月 日

日糖興業株式会社  
取締役社長 藤山愛一郎

針

区

圖

針

区

配

置

圖

北大東島燐礦事業經營委託契約書

日糖興業株式会社（以下甲と称す）と大日本製糖株式会社（以下乙と称す）とは北大東島燐礦事業經營に關し左記條件により委託契約を結ぶ

才一条 此の契約は甲の所有する左記北大東島燐礦石礦業權が琉球列島米国民政府により解除せられることを条件とする

種類	許可年月日	登録番号	面積
採掘權	昭二三、一〇、一四	福鉱一二年才一〇号	四五六五七六坪
試掘權	昭一五、一、五	福鉱一五年才三九一一号	九八四六七八坪
"	昭一五、一、二	福鉱一五年才三九一二号	八九七〇六〇坪
"	昭一五、一、四	福鉱一五年才三九一三号	八九九三〇〇坪
合計	四件		三、二三八、二四四坪

才二条 甲は乙に対し、才一条の鉱業權に基く北大東島燐礦事業の經營を乙に委託する

才三条 甲は乙に対し、事業計画を示し、乙は示されたる事業計画に従つて誠意を以て事業經營に當るべきものとする

才四条 甲は随時、乙の北大東島燐礦事業經營關係書類、帳簿類を閲覧する權利を有す

才五条 乙は甲より要求ありたる時は北大東島燐礦事業經營に關し報告書提出の義務を負ふ

才六条 甲は甲の意思により即時此の契約を解約する權利を有す  
此の委託經營の報酬として甲は乙に対し此の契約解約の日

才七条 現在に於ける総純益金の二分の一を乙に支払ふものとする  
此の契約締結の証として契約書二通に夫々連署捺印の上各自一通を保管するものとする

才八条

昭和二十七年六月 日

東京都千代田区神田富士町三番地日糖館内  
日糖興業株式会社  
取締役社長 藤山愛一郎

東京都千代田区神田富士町三番地日糖館内  
大日本製糖株式会社  
取締役社長 藤山愛一郎

日糖興業株式会社並に大日本製糖株式会社(新)の沿革

日糖興業株式会社は戦前は創立以来約五〇年に亘る長い歴史を有し主業である製糖業に於ては我国砂糖消費量の約三分の一を供給する程の生産力があつた。勿論創立以来経済界の変動に伴ひ社運にも幾回かは大きな浮沈があつたが社中一如の努力により常によく危機を乗り越え、却而克服の後には大きな社運の発展を見るといふ輝やける社歴を築いて来た。左表は我社発展の跡を示すものである。

年 月	資本金	備 要
一八九六年 一月	三〇〇〇	日本精製糖株式会社創立
一八九六年 六月	六〇	増 資
一八九九年 三月	二〇〇	増 資
一九〇四年一〇月	四〇〇	増 資
一九〇六年一月	一、三〇〇	日本精製糖株式会社、合併増資 大日本製糖株式会社と改称
一九一六年 六月	一、八〇〇	増 資
一九一八年 一月	二、〇五〇	朝鮮製糖株式会社合併
一九二三年 六月	二、七二五	内外製糖株式会社合併
一九二七年一月	五、一四一	東洋製糖株式会社合併
一九三五年 六月	六、一九七	新高製糖株式会社合併
一九四〇年 三月	七、四四二	昭和製糖株式会社合併
一九四一年 四月	九、六一七	帝國製糖株式会社合併
一九四三年 二月	九、六六七	中央製糖株式会社合併
一九四三年一月	一五、〇〇〇	増 資 日糖興業株式会社と改称す

即ち一九四三年現社名に改称せる当時は内地、朝鮮、台湾、爪哇、海南島、大東島等に約三〇を数ふる工場を経営しその事業は砂糖、

酒精、高級燃料、酵母、デリス、燐礦石等諸般の事業に及び綜合食料事業会社として大なる成功を収めて居た。

然るに今次大戦終熄と共に一挙に是等海外の事業を喪失し、加ふるに本店を台湾に有する外地会社であつた為に内地財産の運用に就ても昭和二十年大藏省令才八八号法令により種々制約を蒙るに至つた<sup>其</sup>後一九四四年政令才二九一号が公布せられ内地財産を切離して別個に会社設立の途が開けたので内地財産を現物出資して一九四五年四月七日資本金五千五百万円を以て新会社「大日本製糖株式会社」を設立した。

設立以来の社業は極めて順調な発展を辿り三回の増資を経て現在払込済資本金は二億四千万円となり主業部門である精糖業に於ては早くも業界才一位の業績を挙げて居る。

新会社「大日本製糖株式会社」こそは我が社の内地財産と、人材と經驗とを承継せるものであり、北大東島燐礦事業の經營を委託する

には最適なりと思惟する次才である。

以上

此の書類の内容は眞実であることを誓約します。

昭和二十七年六月 日

申請者

日糖興業株式会社

取締役社長

藤

山

愛一郎

日糖興業株式會社概要書

一、商 号 日糖興業株式會社

二、本店の所在地 台湾台北州台北市北門町八番地

三、実務の行はれ且つ記録の保存される場所

東京都千代田区神田富山町二番地  
日糖館内

日糖興業株式會社

四、資 本 金 公称資本金 老億五千万円

払込資本金 老億九百九拾五万七千五百円

五、代表者役職氏名 取締役社長 藤 山 愛 一 郎

六、事業 目的 各種砂糖、酒精、酵母の製造販売、燐礦石の採掘販売及其他鉱業藥品販売及売薬部外品の製造販売

七、役員の住所氏名

役 名	氏 名	住 所
取締役社長	藤 山 愛 一 郎	東京都港区芝白金台町一ノ六〇
専務取締役	藤 山 勝 彦	東京都港区芝白金今里町三五

八、発行済株式総数の五%以上を所有する株主の住所氏名並持株数  
該当者なし

九、経 理 関 係

当社は昭和二十四年八月、政令才二九一号の公布により在外會社に指定され、爾来事業活動は休止の状態にあるので昭和二十年三月決算以後正規の決算を行なっていない。同月現在の貸借対照表は次の通りである。

貸借対照表

昭和二十年三月三十一日現在

資産之部		負債之部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
未払込株金	四〇〇,四三,五〇〇,〇〇〇	株	一五〇,〇〇〇,〇〇〇
土地	三〇,一八八,八八〇,七二	法定積立金	二二,八二二,七五〇,〇〇
建物	一,一五〇,三七五,六三	別途積立金	三三,九〇〇,〇〇〇
構築物	三,九四五,八二三,九七	恩給扶助積立金	一〇,三四七,六七四,八
機械	二,七六三,五〇八,六九	退職手当準備積立金	一五六,六〇七,二八
鉄道	六二一,五〇〇,九五五	未払配当金	三七三,三四六,九七
船舶	一三,六一八,八八	未納税金	一七四三,一五七,九七四
什器	三五七,九五六,三五	預り有価証券	二九五,七〇〇,〇〇
家畜	三三,六八九,二七	社員及職工積立	九五,一四八,一九四,九
建設仮勘定	一三,六一三,六八七,一七	仮受金	四九〇,九一八,一六〇,四
南方事業勘定	八〇〇,七五六,三〇一	支払手形	六一,二六〇,〇〇〇

豫納税金	四九一,九七七,二五	未払金	六五八,八〇六,〇三三
保證金	一,〇七三,五八六,〇二	前期繰越金	一〇,一九〇,四六七,八三
原料栽培資本貸付金	一〇,九五三,七二九,一七	当期利益金	九四〇,三〇六,七六八
仮払金	二二,五九五,〇四七,三二		
次年度勘定	八七六,三五四,一五五		
未収金	三,七七四,七一三,一七		
貯蔵品勘定	一〇,九三三,四九七,九二		
製品勘定	六六,一五六,九二八,〇五		
有価証券	五二,五一七,九四四,九六		
売掛金	二四,一八三,四五九,三三		
受取手形	二,一七九,四五九,六〇		
預金	四一,七六八,七三四,八七		
金銀在高	七三三,二六〇,五九		
合計	三八一,三七三,八九二,八三	合計	三八一,三七三,八九二,八三



本書の内容は真実である事を誓約します。

昭和二十七年 月 日

日糖興業株式会社  
取締役社長 藤山愛一郎

日糖興業株式會社  
在外會社證明書

大日本製糖株式会社概要書

- 一 商 号 大日本製糖株式会社
- 二 本店の所在地 東京都千代田区神田富山町二番地 日糖館内
- 三 実務の行はれ且つ記録の保存される場所 東京都千代田区神田富山町二番地 日糖館内

大日本製糖株式会社

四 資 本 金 発行済株数 四八〇〇〇〇〇株  
 払込済資本金額 二四〇〇〇〇〇〇〇円  
 未発行株数 なし

五 代表者役職氏名 取締役社長 藤山愛一郎  
 六 事業目的 精製糖、パン用イースト、焼酎の製造販売、物品の保管業務並に上記に附帯する事業

七 役員住所氏名

役 名	氏 名	住 所
取締役社長	藤山愛一郎	東京都港区芝白金台町一ノ六〇
副社長	藤山勝彦	東京都港区芝白金今里町三五
常務取締役	橋本徳二	東京都武蔵野市吉祥寺一八八七
取締役	齋藤憲治	東京都武蔵野市吉祥寺一八六
"	阿部英児	東京都港区赤坂青山南町一ノ二九
"	矢次弘	東京都世田谷区字奈根町八一七
"	町田戦三郎	東京都大田区北千東四三三
"	大森 昊	福岡県門司市大里裏町一番地 日糖社宅
常任監査役	中村尚宣	東京都世田谷区新町二ノ三一四 飯島方
監査役	井野碩哉	東京都目黒区上目黒四ノ二三八八
"	森村 勇	東京都港区麻布市兵衛町二ノ八八
"	秋葉武定	東京都台東区谷中真島町一ノ六
計	十二名	

貸借対照表

昭和27年3月31日

資 産 の 部		負 債 の 部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	537,443,393.19	支拂手形金	46,595,281.52
受取手形金	14,682,599.00	買掛金	55,244,813.26
賣掛金	101,383,723.49	短期借入金	204,000,000.00
有価証券	4,481,224.50	未拂金	28,205,741.24
商品	36,961,760.80	未納税金	446,474,370.36
製品	4,741,539.03	未拂配当金	988,741.91
原材料	33,796,827.93	前受金	1,178,515.66
貯蔵品	92,628,975.70	預り金	13,147,944.59
前拂費用	58,833,430.32	引当金	7,855,813.77
その他の流動資産	12,813,577.20	その他の流動負債	4,703,577.82
<b>固定資産</b>		<b>固定負債</b>	
建物	193,562,950.22	長期借入金	85,000,000.00
構築物	38,847,022.80	資本金	
機械及び装置	205,043,122.58	資本金	240,000,000.00
船	6,273.00	資本剰余金	
車輛運搬具	7,168,354.50	再評價積立金	121,282,408.30
工具器具備品	14,097,095.56	利益剰余金	
土地	39,101,815.90	利益準備金	9,000,000.00
建設仮勘定	57,466,240.50	別途積立金	38,641,709.65
投資		退職給與積立金	12,154,201.00
長期出資	85,915,853.97	繰越利益剰余金	4,612,189.13
繰延勘定		当期純利益	232,853,602.97
前拂費用	13,023,130.99		
合計	1,551,938,911.18	合計	1,551,938,911.18

九 経 理 状 況

八 發行済株式總数の5%以上を所有する株主の住所氏名並に持株数

氏 名 朝日信託銀行株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内二の六

所有株数 三五〇、〇〇〇株

發行済株式總数に対する持株比率 七・二九%

本書の内容は真実であることを誓約します。

昭和二十七年 月 日

大日本製糖株式会社  
取締役社長 藤山愛一郎

### 財産目録

昭和27年3月31日

貸借対照表に記載した資産及び負債と同様に付省略致します。

### 損益計算書

自昭和26年10月1日

至昭和27年3月31日

当期总收入金	8,442,335,706.65
当期总支出金	8,209,482,103.68
差引当期純利益	232,853,602.97

### 利益金處分

当期純利益	232,853,602.97
繰越利益剰余金	4,612,189.13
合計	237,465,792.10
利益準備金	12,000,000.00
別途積立金	70,000,000.00
納税引當金	100,000,000.00
株主配當金(年4割)	40,000,000.00
役員賞與金	4,000,000.00
繰越利益剰余金	11,465,792.10

大日本製糖株式會社  
及堂抄

陳述書

申請者日糖興業株式会社代表者藤山愛一郎は米国、琉球財産管理課及同国又は課の代理人、代表者及職員が採掘作業又は試掘作業に依り生ずる損害の如何なる賠償要求からも免れることを保障し且右採掘及試掘権の行使により他人の財産に対し、損害を与へたる場合にはすべて申請者が之を賠償することを誓います。

昭和二十七年六月 日

日糖興業株式会社

取締役社長 藤山愛一郎

参考

民政府布令

◎琉球列島米国民政府布令第五十五号（一九五一年十一月二十六日）琉球列島における採掘権及び試掘権

一 採掘権

A (1) 採掘権は財産である。琉球列島の軍事的占領前に日本帝国の賦与した採掘権は、この布令の定める所に従い琉球財産管理課が之を旧所持者又はその財産相続人に譲渡する。

但し右所持者が私的実在であることが明らかなる場合に限り。

(2) 採掘権は之を遺贈し又は相続することが出来る。たゞし採掘権者が死亡したときは、琉球財産管理課で所有権変更の登録がすむまで、採掘権は停止するべきものとす

外務省

(3) 採掘権は、琉球財産管理課の認可を得てこれを売却移管譲渡し、抵当に入れ放棄し、他と合併し若しくは更改することが出来る。

B 採掘権の琉球人への譲渡には以下定める場合を除き、条件をつけてはならない。右権利の非琉球人への譲渡には琉球列島経済の利益のため正当に之を利用するという条件を附けねばならぬ。

O (1) 降服前の採掘権者にして一九五二年三月三十一日までその採掘権の漸渡方を申請しない場合は採掘権を放棄したものと看做す。

(2) 降服前の採掘権者が一九五二年三月三十一日以後に、その採掘権の譲渡方を申請した場合に之を同人に譲渡することが出来る。たゞしそれまでに琉球財産管理課が右財産に係る原権利を未だ他人に賦与していない場合に限る。

外務省



D 採掘権の譲受人及び被授与者は琉球列島米国民政府商工部の提獎にたる琉球財産管理課豫定の手数料及び採掘権使用料を、琉球財産管理課に納付しなければならぬ。

E 採掘権の譲受人又は被授与者にして譲渡又は許可の日から一二〇日以内に正当な理由なく採掘作業を開始しない場合は権利を放棄したものと看做し琉球財産管理課は直ちに之を取消すことが出来る。

F 採掘権の譲受人又は被授与者にして一二〇日間、正当な理由なく、採掘作業を中心し生産を行はぬ場合は、権利を放棄したものと看做し琉球財産管理課は直ちに之を取消すことが出来る。

G 採掘権の譲受人又は被授与者が、その採掘作業を譲渡又は認可の際に示された区域内に局限しない場合は、譲渡取消又は認可取消の理由にたる。

H 採掘権の譲受人所持者の財産管理課に支払うべき手数料又は採掘権使用料の即時完納は採掘権の発行及び継続の条件たるべきものとする。

I (1) 採掘権の譲受人及び被授与者は、その組織、人事財政作業及び生産に關して隨時要求される定期及び臨時報告書を琉球列島米国民政府琉球財産管理課又は商工部に提出しなければならぬ。要求せる情報を迅速完全且つ適切に提供しない場合は、採掘権取消の理由にたる。

(2) 琉球列島米国民政府琉球財産管理課及び商工部の代理人、代表者又は趣員は、適当な時に、採掘権の譲受人及び被授与者の構内に入りその施設、作業帳簿書類等を検査する権限を有する。又権利の譲受人及び被授与者は、右検査を容易ならしめるため凡ゆる補助を与えなければならぬ。この規定に従わない場合は採掘権取消の理由にたる。

J 採掘権は同一財産について一名以上の被授与者が之を所持することが出来る。但し同種の鉱物を採掘してはならない。又琉球列島米国民政府商工部の勸告に基く琉球財産管理課の意見により右作業は相互妨害することなく合理的に実施されること出来る。

K 鉱床の位置又は形状が同鉱床の採掘権を譲渡又は発行された時に豫想したのと相違すると思われる場合は何時でも新な又は修正した権利を發行して之と一致させることが出来る。たゞしこの修正が他の譲受人及び被授与者の所持する同種鉱物の採掘権を侵害するようなことになつてはならない。

L この布令の適用される事業について琉球財産管理課は日本九州福岡に在る日本鉱業局と調定する。

二 試掘権

A 試掘権の申請は採掘権と同じ方法で実施しなければならな

5。

B 琉球財産管理課は琉球列島米国民政府商工部の推薦により同種鉱物の採掘権に属しない地域にかかる試掘権を發行する。

O 別種鉱物の採掘権のある地域にかかる試掘権は、左の条件で之を發行する。

(1) 採掘権の作業を不当に妨害することなく試掘し得るといふことが明瞭でなければならぬ。

(2) 探索する鉱物が発見されたならば、現採掘権者の作業を不当に妨害することなく、該鉱物を採掘出来るということが明瞭でなければならぬ。

(8) 第(1)項及び第(2)項の場合には現採掘権者の承諾書が前記の妨害を生起させないという決定的証ひようとして受理される。右承諾書のないときは妨害を生ぜしめざることを立証する義務は、申請者が之を負わねばならない。

D 試掘権は発行した日から六ヶ月間は有効としその延長又は更新の決定権は全く琉球財産管理課にある。

E 試掘権の被授与者は琉球列島米国民政府商工部の勸告に依り琉球財産管理課が決定する手数料を琉球財産管理課に納付する必要がある。

三 申請

A 試掘権又は採掘権の申請書はすべての関係資料添付の上、左の方法で、軍郵便局七一九号琉球列島米国民政府官に提出する。

B 手続

(1) 申請書及び関係資料はすべて琉球列島米国民政府商工部に送付して調査及び副申をして貰う。

(2) 琉球列島米国民政府は左の業務を遂行する。

イ、申請された地域又はその一部分に対して降服前に試掘権

又は採掘権が発行されていたかどうか、又右権利所持者の氏名を確かめる。

ロ、提出図面を調査し、今までの申請及び今後の申請と重複又は衝突するのを防ぐため該図面を群島業全図に記入する。

ハ、鉱床たるの証ひように関する関係書類又は鉱物見本すべてを調査する。

ニ、申請団体の機構を調査し役員、理事及び株主の住所氏名を記録し、申請者が経験上の有資格者であるかどうかを判定する。

ホ、申請者の財政報告書類を調査して申請者が財政的に堅実であるかどうかを判定する。

ヘ、機械その他諸設備が理想生産高を上げるかに十分であるかどうかを調査し決定する。

ト、必要なとき、申請地域を検査し、試掘権又は採掘権発  
行を認可するか又は却下するかを最終的に決定するの  
役立すべき追加資料又は証ひようを入手する。  
チ、すべての申請者と面接し個々の申請書すべてに互り記  
録を保存する。  
リ、副申書を作成し必要書類地図その他琉球財産管理課の  
採否決定に必要な資料をそえてこれを琉球財産管理課に  
そえる。  
(3) 琉球財産管理課事務所は  
イ、受領した申書全部を記録する。  
ロ、副申書及びその他資料を調査して認可するか却下する  
かを決定する。  
ハ、認可せるすべての権利を試掘及び採掘権登録簿に記録  
する。

ニ、管理及び登録手数料の支払期日を適当に捺印し之を記  
録しておく個々の試掘権及び採掘権に係る地域に増減の  
あるときはこれを改正する。  
ホ、認可月日登録番号、場所鉱区、管理手数料又は支払済  
手数料の支払期日及び支払額を示す書類すべてに適宜署  
名してこれを記録する。  
ヘ、権利に関する抄本その他関係書類すべてを、永久に残  
せる方法で記録してつづり込み安全な場所に保存してお  
く。  
ト、試掘権又は採掘権に関連して受領し又は支出した収入  
金を預託し収支の勘定をつける。  
チ、試掘申請者その他関係当事者に試掘権及び採掘権の譲  
渡又は発行及び同指示の変更又は改正に関する申請書の  
内容及び書式についての詳細なる指示を通達する準備を

整える。

(4) 在日琉球貿易事務所は左記事項について琉球列島米国民政府琉球財産管理課及び商工部と日本居住の申請者と連絡を図る。

イ、申請者と事前に面接する。

ロ、申請書及び添付書資料を受領し送付する。

ハ、署名が偽筆でないことを証明する。

ニ、申請者及び権利譲渡人の身元を証明する。

ホ、採掘権又は試掘権の譲受人及び被授与者は大体左記書式の陳述書に署名する必要がある。

申請者（氏名）は、米国民政府・琉球財産管理課及び同国又は課の代理人、代表者及び職員が採掘作業又は試掘作業により生ずる損害の如何なる賠償要求からも免れることを保障し且つ右採掘権及び試掘権に係る土地の

所有者に対して右財産使用により生じた財産の損害又は減少についてはすべて申請者が之を賠償することを誓います。

#### 四 訴願

この布令の条項に基き琉球財産管理課の行ったことにより権利を侵害された者は軍郵便局七一九琉球列島米国民政府民政官に訴願することが出来る。

民政副長官の命に依り

民政官

米国民軍准将 ゼイムス・エム・ルイス

民政府布令

◎琉球列島米国民政府布令第五十五号（一九五一年十一月二十六

日）琉球列島における採掘権及び試掘権

一採掘権

A (1) 採掘権は財産である。琉球列島の軍事的占領前に日本帝国の賦与した採掘権は、この布令の定める所に従い琉球財産管理課が之を旧所持者又はその財産相続人に譲渡する。

但し右所持者が私的実在であることが明らかな場合に  
限る。

(2) 採掘権は之を遺贈し又は相続することか出来る。たゞし採掘権者が死亡したときは、琉球財産管理課で所有権変更の登録がすむまで、採掘権は停止さるべきものとす  
る。

外務省

(3) 採掘権は、琉球財産管理課の認可を得てこれを売却移管譲渡し、抵当に入れ放棄し、他と合併し若しくは更改することが出来る。

B 採掘権の琉球人への譲渡には以下定める場合を除き、条件をつけてはならない。右権利の非琉球人への譲渡には琉球列島経済の利益のため正当に之を利用するという条件を附けねばならぬ。

O (1) 降服前の採掘権者にして一九五二年三月三十一日までにその採掘権の漸渡方を申請しない場合は採掘権を放棄したものと看做す。

(2) 降服前の採掘権者が一九五二年三月三十一日以後に、その採掘権の譲渡方を申請した場合之を同人に譲渡することが出来る。たゞしそれまでに琉球財産管理課が右財産に係る原権利を未だ他人に賦与していない場合に限る。

外務省

D 採掘権の譲受人及び被授与者は琉球列島米国民政府商工部の提議による琉球財産管理課決定の手数料及び採掘権使用料を、琉球財産管理課に納付しなければならない。

E 採掘権の譲受人又は被授与者にして譲渡又は許可の日から一二〇日以内に正当な理由なく採掘作業を開始しない場合は権利を放棄したものと看做し琉球財産管理課は直ちに之を取消すことが出来る。

F 採掘権の譲受人又は被授与者にして一二〇日間、正当な理由なく、採掘作業を中心し生産を行わない場合は、権利を放棄したものと看做し琉球財産管理課は直ちに之を取消すことが出来る。

G 採掘権の譲受人又は被授与者が、その採掘作業を譲渡又は認可の際に示された区域内に局限しない場合は、譲渡取消又は認可取消の理由になる。

H 採掘権の譲受人所持者の財産管理課に支払うべき手数料又は採掘権使用料の即時完納は採掘権の発行及び継続の条件たるべきものとする。

I (1) 採掘権の譲受人及び被授与者は、その組織、人事財政作業及び生産に關して随時要求される定期及び臨時報告書を琉球列島米国民政府琉球財産管理課又は商工部に提出しなければならない。要求せる情報を迅速完全且つ適切に提供しない場合は、採掘権取消の理由になる。

(2) 琉球列島米国民政府琉球財産管理課及び商工部の代理人、代表者又は職員は、適当な時に、採掘権の譲受人及び被授与者の構内に入りその施設、作業帳簿書類等を検査する権限を有する。又権利の譲受人及び被授与者は、右検査を容易ならしめるため凡ゆる援助を与えなければならぬ。この規定に従わない場合は採掘権取消の理由になる。

J 採掘権は同一財産について一名以上の被授与者が之を所持することが出来る。但し同種の鉱物を採掘してはならない。又琉球列島米国民政府商工部の勸告に基く琉球財産管理課の意見により右作業は相互妨害することなく合理的に実施させることが出来る。

K 鉱床の位置又は形状が同鉱床の採掘権を譲渡又は発行された時に豫想したのと相違すると思われる場合は何時でも新な又は修正した権利を發行して之と一致させることが出来る。たとしこの修正が他の譲受人及び被授与者の所持する同種鉱物の採掘権を侵害するようなことになつてはならない。

L この布令の適用される事業について琉球財産管理課は日本九州福岡に在る日本鉱業局と調定する。

二  
A 試掘権の申請は採掘権と同じ方法で実施しなければならな

B 琉球財産管理課は琉球列島米国民政府商工部の推薦により同種鉱物の採掘権に属しない地域にかかる試掘権を發行する。

O 別種鉱物の採掘権のある地域にかかる試掘権は、左の条件で之を發行する。

(1) 採掘権の作業を不当に妨害することなく試掘し得るといふことが明瞭でなければならぬ。

(2) 探索する鉱物が発見されたならば、現採掘権者の作業を不当に妨害することなく、該鉱物を採掘出来るということが明瞭でなければならぬ。

(3) 第(1)項及び第(2)項の場合には現採掘権者の承諾書が前記の妨害を生起させないという決定的証ひようとして受理される。右承諾書のないときは妨害を生ぜしめざることを立証する義務は、申請者が之を負わねばならない。



D 試掘権は発行した日から六ヶ月間は有効としその延長又は更新の決定権は全く琉球財産管理課にある。

E 試掘権の被授与者は琉球列島米国民政府商工部の勅告に依り琉球財産管理課が決定する手数料ゆ<sub>を</sub>琉球財産管理課に納付する必要がある。

三 申請

A 試掘権又は採掘権の申請書はすべての関係資料添付の上、左の方法で、軍郵便局七一九号琉球列島米国民政府官に提出する。

B 手続

(1) 申請書及び関係資料はすべて琉球列島米国民政府商工部に送付して調査及び副申をして貰う。

(2) 琉球列島米国民政府は左の業務を遂行する。

イ、申請され<sub>た</sub>地域又はその一部分に対して降服前に試掘権

又は採掘権が発行されていたかどうか、又右権利所持者の氏名を確かめる。

ロ、提出図面を調査し、今までの申請及び今後の申請と重複又は衝突するのを防ぐため該図面を群島兼全図に記入する。

ハ、鉱床たるの証ひように関する関係書類又は鉱物見本すべてを調査する。

ニ、申請団体の機構を調査し役員、理事及び株主の住所氏名を記録し、申請者が経歴上の有資格者であるかどうかを判定する。

ホ、申請者の財政報告書類を調査して申請者が財政的に堅実であるかどうかを判定する。

ヘ、機械その他諸設備が理想生産高を上げるかに十分であるかどうかを調査し決定する。

ト、必要なとき、申請地域を検査し、試掘権又は採掘権発行を認可するか又は却下するかを最終的に決定するの役立つべき追加資料又は証ひようを入手する。  
チ、すべての申請者と面接し個々の申請書すべてに亘り記録を保存する。  
リ、副申請書を作成し必要書類地図その他琉球財産管理課の採否決定に必要な資料をそえてこれを琉球財産管理課にそえる。  
(3) 琉球財産管理課事務所は  
イ、受領した申請書全部を記録する。  
ロ、副申請書及びその他資料を調査して認可するか却下するかを決定する。  
ハ、認可せるすべての権利を試掘及び採掘権登録簿に記録する。

ニ、管理及び登録手数料の支払期日を適当に捺印し之を記録しておく個々の試掘権及び採掘権に係る地域に増減のあるときはこれを改正する。  
ホ、認可月日登録番号、場所鉱区、管理手数料又は支払済手数料の支払期日及び支払額を示す書類すべてに適宜署名してこれを記録する。  
ヘ、権利に関する沙本その他関係書類すべてを、永久に残せる方法で記録してつづり込み安全な場所に保存しておく。  
ト、試掘権又は採掘権に関連して受領し又は支出した収入金を預託し収支の勘定をつける。  
チ、試掘申請者その他関係当事者に試掘権及び採掘権の譲渡又は発行及び同指示の変更又は改正に関する申請書の内容及び書式についての詳細なる指示を適達する準備を

整える。

(4) 在日琉球貿易事務所は左記事項について琉球列島米国民政府琉球財産管理課及び商工部と日本居住の申請者との連絡を図る。

イ、申請者と事前に面接する。

ロ、申請書及び添付資料を受領し送付する。

ハ、署名が偽筆でないことを証明する。

ニ、申請者及び権利譲渡人の身元を証明する。

ホ、探掘権又は試掘権の譲受人及び被授与者は大体左記書式の陳述書に署名する必要がある。

申請者（氏名）は、米国民、琉球財産管理課及び同國又は課の代理人、代表者及び職員が探掘作業又は試掘作業により生ずる損害の如何なる賠償要求からも免れることを保障し且つ右探掘権及び試掘権に係る土地の

外務省

所有者に対して右財産使用により生じた財産の損害又は減少についてはすべて申請者が之を賠償することを誓います。

#### 四 訴願

この布令の条項に基き琉球財産管理課の行ったことにより権利を侵害された者は軍郵便局七一九琉球列島米国民政府民政官に訴願することか出来る。

民政副長官の命に依り

民政官

米国民陸軍准将 ゼイムス・エム・ルイス

外務省